

## 令和7年度第2回亀山市環境審議会議事録

日 時：令和8年3月17日（火）午後2時から午後3時45分まで

場 所：亀山市総合環境センター4階 研修室

出席者：〔亀山市環境審議会委員〕

朴 恵淑、富松敬史、松村直人、山村直紀、早川三雄、北倉千秋  
豊田和人、有富洋子、宮岡邦任（リモート）

〔事務局（亀山市産業環境部環境課環境創造グループ）〕

富田部長、村田課長、近藤 GL、野田主幹、原主査

傍聴者：なし

### 〈事項書 1. 挨拶〉

会長より挨拶

### 〈事項書 2. 議事〉

（仮称）亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例（案）  
について

#### 事務局

それでは定刻となりましたので、令和7年度2回亀山市環境審議会を開催させていただきます。

本日お集まりいただきましたのは、再生可能エネルギーの急速な導入に伴い、市内では事業者とのコミュニケーション不足、柵や標識の不備及び草刈等維持管理面での不安の声を多くいただいているところがございます。

このようなことから、太陽光発電施設の設置に関する基準及び手続きを定めることにより、太陽光発電施設の適正な導入に努め市民の生活環境の保全及び太陽光発電施設との調和を図るため、「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例」を6月議会に上程することを予定しておりましたことから、当審議会に市長から諮問させていただいたところです。また、市長マニフェスト2025の中で太陽光発電に対する規制強化、令和8年度の行政経営重点方針におきましても環境保全の強化の1つとして考えておりますことからそれを具現化するものでございます。

本日の審議会に委員10人中8人にご出席いただいています。また、宮岡委員につきましてはリモートにてご参加いただいています。

なお、亀山市環境基本条例第25条第2項の規定に基づき、委員の過半数が出席いただいておりますので、この審議会が成立していることを報告させていただきます。傍聴者につきましては、現在受付はございません。それでは審議会の開催にあたり、事項書1の挨拶におきまして、環境審議会会長より一言ご挨拶をいただきます。

#### 会長

座ったまま失礼いたします。

改めまして、委員の皆様、こんにちは。よろしくお願いたします。考えてみますと環境審議会の開催は年に1回、多くて2回、そのような形であることが環境審議会の1つのあり方だったのではないかと思います。

亀山市は、一昨年(2019年)の9月に国の「自然共生サイト」に里山公園みちくさが認定されたということもありまして、環境省はもちろんのこと農林水産省も含めて本当にありがたいことで亀山の皆様が頑張り、自然とともに生き、幸せな生活をしているということが認められていると思えました。それとともに、現在、戦争などでガソリン価格が上昇し大変な状況ですが、エネルギーをどのようにしてコンスタントに安定した形で供給して、我々がそれをうまく活用して生活していくのか。厳しくなっている中で、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの割合が高くなっていくのも今の流れではないのではとも思っております。

その中で、風力もそうですが、太陽光発電に関しても趣旨はとても良いのですが、様々な課題も出てきまして、みなさまもご存じのように特に亀山のような景観の美しいまちでそれをどのように保ちながらエネルギーを得るのか。

寿命が来たときの太陽光パネルなどは1種の廃棄物なのですけれども、そういうところの部分も問題なく綺麗に片づけて次のステップに行かなければ負の遺産が残ることも困ることで、三重県としてはガイドラインなどで調和を取れるようにしているのですが、今回亀山市は、自然環境を守りながら太陽光発電施設とのバランスをどうとるのか、調和はどうか、条例を作って1つの法的拘束力を持っているようなものにしていこうとする動きは大変なことであるのですが、亀山ならではの動きではないかと思っております。

限られた時間ではありますが、極めて大事な環境審議会ではないかと思っております。

よろしくお願ひいたします。

#### 事務局

会長ありがとうございました。

それでは亀山市環境基本条例第25条第1項の規定に基づき、これ以降の進行は会長にお願いします。

#### 会長

早速ですが始めさせていただきます。みなさまに資料を配布させていただいていますが、今日の議事は1つです。まだ、仮称の段階でありますけれども「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例(案)」についてですが、資料は1と2でございます。事務局からの説明をいただいて、委員の皆様からの質問や意見などをいただき、資料1の次は資料2とか、そのようなつなぎではなく、必要に応じて行ったり来たりしながら進めていく可能性がありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは事務局説明をよろしくお願ひいたします。

#### 事務局

まず、初めに本日の資料の確認でございますが、事項書、資料1(条例案)、資料2(手続きフロー図)、諮問書と委員名簿でございます。

そして、3月2日から31日までの30日間にわたって、市民のみなさまからの意見を募集するため現在パブリックコメントを実施しているところです。

現在いただいている5項目のご意見をお手元にご用意させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

それでは、事前に皆さんには条例案とフロー図等はお送りさせていただいております。

ましたので、ご覧になられているとは思いますが、簡単ですが説明させていただきます。

冒頭で申し上げましたように、平成24年の7月に再生可能エネルギー固定買取価格制度が導入されて太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの発電施設の導入が大幅に進みました。

そのような中、太陽光発電施設の適正な導入を図るため、三重県では「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を平成29年6月10日に制定されました。亀山市は、これに基づいて太陽光発電施設の適正な導入に努めてきたところです。

しかし、近年、再生エネルギーの急速な導入拡大に伴う大規模な森林伐採や農地転用の問題などもあり、土砂災害のリスクの増加、生態系への影響、景観の悪化などが懸念されていることは事実であります。

本市においては、市民から不安の声が多くある状況です。これらの多くはガイドラインで対象としていない施設であり、ガイドラインでは50kW以上が対象でございましたので49.5kWと対象よりも低いもの、もしくはFIT/FIP制度以外で発電している太陽光発電に問題があるということなので、これらの施設に対する対応の強化に努め市民の生活環境の保全、持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として条例を制定させていただきたいと思っています。

制定の内容としては、施設の設置に関する基準手続きを定め、適正な導入を図っていきます。

まず初めに条例第2条関係ですが、この条例における用語の定義を定めさせていただいております。次に第3条から第6条ですが、市、事業者、土地の所有者など及び市民の責務を定めることで明確性と透明性を確保します。

第7条ですが、自然環境の保全及び災害の防止を目的に禁止区域を指定させていただきました。ただし、法令の規定に基づいて、太陽光発電施設の設置が許されている場合は除くこととなります。

第8条でございますが、太陽光発電施設の設置許可の申請をしようとする事業者は、当該申請前に市長と協議を行わなければならないとしています。

これについては、申請から始まるのではなく、申請までの間に地元及び市と事業者が協議を重ねた上で、様々なことをクリアした後に申請をいただくという流れになっております。その関係ですが、申請予定事業者は事前協議終了後に近隣住民などに対し説明会を実施しなければならないこととしています。これは第9条関係です。この住民説明会というのは、国では一定の要件以下ですとポスティングも認められていますが、亀山市の場合ポスティングは認めずにすべて説明会を開催していただきます。

そして、太陽光発電施設設置事業を実施する前にその事業計画について許可を受けなければならないとしています。

一般的にある承認ではなく、市が太陽光発電施設を設置することに対して許可を行うこととなります。許可を行うということは、市は計画の段階から廃棄を含めてすべて関わっていくこととなります。

続きまして第11条関係ですが、太陽光発電施設に係る設置許可の基準について定め環境保全上の支障が生じ、または、生ずる恐れがあるものについては亀山市環境保全審議会に意見を聞くことができるとしました。環境保全上の心配が生じる場合は環境保全審議会に諮問し、それぞれ委員の皆様からご意見をいただき、事業者に対

し意見について出来る限り守っていただくようお願いしていきたくと思っております。

次に第14条関係、これは設置許可を受けた事業者は太陽光発電施設の廃棄に要する費用を積み立てなければならないとしています。固定価格買取制度とFIP制度では令和4年から積立制度が開始されています。それについて、源泉徴収的な外部積立を行うこととなっていますので、市は最低でも年に1度は積立状況を確認していきます。それ以外の制度についての積立についても同様の取扱いとさせていただきます。

そして第23条ですが、太陽光発電施設の設置事業に関して必要な措置を講じなければならない状況が発生した場合は、事業者に対して期限を定めて当該措置を講ずるよう勧告させていただき、次に、勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対して勧告に係る措置を講ずるよう命令をさせていただきます。続いて第25条公表ですが、命令を受けたものが正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者の氏名及び住所、法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに命令の内容を市のホームページで公表させていただきます。

本条例では公表までとしており罰則は設けてはおりません。

資料2の1の項目ですが、本条例の対象とする施設は出力10kW以上のすべての太陽光発電施設としています。ただし、対象外の施設がございまして、1点目に10kW未満の太陽光発電施設、2点目に建築基準法に規定する建築物の屋根、屋上または壁面、事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設は除かさせていただいております。3点目に、国または地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設は対象外としています。3項目ですが、禁止区域を設けています。禁止区域として10項目あり、1点目に砂防法第2条の規定により規定された砂防指定地、2点目が文化財保護法第93条第1項の埋蔵文化財包蔵地、3点目が森林法第25条第1項の保安林、4点目は農地法第4条、第6項第1号イ及びロに掲げる農地、5点目は自然公園法の第20条第1項の特別地域、6点目は地すべり等防止法第三条第1項の地すべり防止区域、7点目に河川法第6条第1項に規定する河川区域、8点目は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に該当する急傾斜地崩壊危険区域、9点目に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に規定されております土砂災害特別警戒区域、最後ですが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の特別保護区域です。

括弧書きで、ただし、法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が許されている場合はこの限りではないということとしております。簡単に申しますと、砂防法の砂防指定地内の盛土・切土に関しては、三重県知事の許可となっていますので、申請して許可を受けた場合はその範囲内では設置できることになります。

4項目目の太陽光発電施設設置手続きフローチャートですが、事業事前協議を行うこととしています。こちらの必要書類は規則で定めるとしています。現在、施行規則は条例と並行して作成しているところです。そちらで事細かく示させていただきたくと思っております。今のところは、事前協議書、事業区域内の土地に係る土地の所有者一覧表、登記事項証明書、公図の写し等々、こういったものを事前協議時に提出が必要とさせていただきたくと考えています。事前協議が終わった後に環境課から庁内関係各課に意見を聞きその意見を集約して申請予定事業者意見に意見を付して事前協議が終わりましたことを通知させていただきます。

その後は住民説明会の実施ということで、これは事業区域の境界線からの水平距離が次の①から③までに定める範囲内に居住するもの及び④と⑤です。説明会の範囲は、資源エネルギー庁が2024年2月に策定しました説明会及び事前周知のガイドラインと同じ内容となっております。①から③のそれぞれにその範囲内で隣接する土地またはその土地に対する建築物を所有または使用する者と事業区域に係る自治会などの代表者を説明会に入らせていただくようにさせていただいています。説明会が終わりましたら許可申請となり、記載の通りの書類を添えて申請をいただきます。申請いただいた後に環境保全上の支障が生じるような恐れがある場合は環境保全審議会に意見を求めることとなります。許可を行った場合は、市ホームページ等で許可したものについての内容を公表させていただきます。そして、事業計画に従いまして廃棄等の費用を積み立てていただきます。

標識の掲示、これはよく事業者が変わったりします。また、日に当たりマジックなどで書かれていると消えたりします。市民から環境課に草刈りが実施されていないとかの電話をいただくのですが、そのようなことの無いように標識を掲示していただきます。また、地位の継承があった場合は標識を書き換えてもらうように指導しますが、指導するだけではなく、書き換えたかの確認を環境課が行います。続いて第16条着手届ということで、こちらは2週間前までに提出していただきます。同様に完了についても完了した日から2週間以内、事業を廃止した場合も2週間以内に市長へ届け出をしていただくことになります。地位の継承は事業譲渡、相続合併等継承があった日から2週間前に市長に届け出をしていただき規則で定めるところによって市ホームページで公開させていただきます。

次に、太陽光発電施設の設置事業不適切な案件があった場合は、事業者、工事施工者、土地の所有者に対して太陽光発電施設の設置状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、その職員に事業者の事務所若しくは事業区域立ち入らせ必要な調査をさせることができますとしています。これは、環境課の職員が必要に応じて調査をさせていただくことになります。条例第22条では、条例の施行に必要な限度において事業者に対し必要な指導及び助言をすることができるとしています。

後は、先ほどご説明させていただきました通り勧告と命令及び公表をいたします。

最後に許可の取り消しですが、偽りその他不正な手段により設置許可または変更許可を受けたとき。2点目に設置許可若しくは変更許可に係る事業計画または設置許可もしくは変更許可に付した条件に従わないで太陽光発電施設の設置事業を実施したとき。3点目に設置許可または変更許可を受けた日から起算して二年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業に着手しなかったとき。4点目に設置許可または変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに太陽光発電施設設置事業を完了しなかったとき、最後に条例第24条の規定による命令に従わなかったときとさせていただきます。簡単ですが説明とさせていただきます。

会長

説明ありがとうございました。資料1と資料2ですが本日の一番大事な資料になります。

そこで1つ事務局に会議の進行上のことで教えていただきたいのですが、先ほど挨拶の中にもありました約1ヶ月間パブリックコメントで市民の意見を賜ると、委員の皆さんからご意見等をいただきたいと思っております。

## 委員

この条例案を受けたときに思ったのですが、消極的だと感じました。

何故かというと、条例作るのは産業環境部で、どちらかというと産業を育成していき太陽光発電を進めていきたい、市に税収が入り、耕作放棄地などを活用できる、そういったところでメリットがあるという前提なのかなということです。しかし、住民からのクレームがあるので仕方なくこれ規制せざるをえないという背景があるのかなと思いました。

そのような中で、本当に太陽光発電というのはどれだけのメリットがあるのか、地域住民にとってどれだけのインパクトがあるのかということをもう少し考えて見たほうがいいかなというように考えました。

全体的にやはり努力目標ではなく、決めるものは決めていきたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

まず1つ目に条例の目的なのですが、国の施策として全体的に進めざるを得ないと、エネルギーの関係、それから温室効果ガス削減というところで仕方がないのですが、条例の目的のところを単に規制しますではなくて、何のためにこれを策定するのだというところを書いた方が良くないかなと思いました。

それから2つ目に手続きの流れですけれども、最初にこの条例案を読んできたときに、定義のところ例えば第4条以降で努めるものとするという言葉がずっと続いています。努力目標というのは規制がないようなものだと思います。努力しましたが出来ませんでした。で、終わってしまうので努力目標はなるべく避けたいと思います。

そして努めるものにするということばは、これは事前協議の段階で行うという意味が後で分かりましたので、手続きの流れをはっきりしたらいいのではと思います。まず、市と申請予定事業者との間での事前協議を行う、その中では、施工業者とか事業者は色んな情報をデータとして出し、努力と説明をする。その次に、市とある程度の協議をした後に地権者或いは住民説明会、住民と事業者とで話し合いをして住民の同意を取り付けます。

努めるものではなくて、同意を得て覚書をできるだけ交わして欲しいと思います。そして、その次にその結果を受けて市が全体的に許認可を与え、事業報告または監査というそういうものを行う。

それから対応に伴う手続き、非常時の対応等の取り決めを作っていけたらいいのではないかなと思いました。

最初に流れを示していくことによって、みなさんが条例を読みやすくなるのではないかなと考えたところです。

それから3つ目に罰則ですが、先ほど説明があつて罰則は無いとのことで、事業者の公表だけだと市内在住の事業者で今後も事業を継続するような人は公表されると問題なので、これはすごく重いのですが、市外の人、或いは外国の人が展開しているのなら公表されても痛くも痒くもない。あとはもう逃げ得だと、そういうようなところは絶対避けるべきではないかなと考えました。

それから、廃棄費用の積み立ては先ほどの説明では事業者が独自に積み立てるのではなくて、源泉徴収的な外部積立であると説明を受けたので、それは良いかなと思います。事業者が勝手に処分できない、或いはいざというときには債権者で市が一番上でいろんなリカバリーができるようにと、最近では色んな費用或いは回収できるようにしていきたいというふうにしていくことを書いておくべきではないか

というように考えました。

それから、現在住民がある程度不安を持っているというのは、その事業者が単に縦看板を立てて表示をしているだけです。その事業者が住民の前に出てきていないと住民にとってはその事業者とはどのような事業者なのか分かりません。

そのような不安があるので住民とその事業者との間の繋がり、コミュニケーションをとるために事業者の代表者、社長ではなく、実際に住民と折衝、或いはその困ったことを解決できる人を示してその人たちと定期的に会合をすとか、事業報告など情報を交換するという機会を持ったらいいのではないかなと思います。

そのようなところは全体的に考えました。

以上です。

会長

ありがとうございました。

そうしましたら、資料 1 についての意見も踏まえて委員の皆様からのご意見、提案、質問など承ります。

よろしくお願いいたします。

委員

説明していただいたかと思いますが、パブリックコメントを実施しているとのことではいつからいつまででしょうか。

事務局

3月2日から31日までです。

委員

この条例（案）と手続きフローチャートにて実施ですね。

事務局

条例（案）のみです。

委員

条例（案）だけ見て一般の市民の方からの意見は難しいでしょう。

因みに、条例が制定され10kW以上の太陽光発電施設については事前協議を経て許可となる事務が生じてくると思われませんが、年間どれくらいの件数を想定されていますか。

事務局

想定件数ですが、固定価格買取制度ですと数件ですが、それ以外のものになると、農地転用の件数とかで想定すると60件から70件程度は亀山市内であるのではないかと想定しています。

委員

かなりの事務量になりそうな感じですね。

委員

亀山市議会の産業建設委員会が所管事務調査報告書を提出していきまして、再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法に基づく事業者で出力 50kW 以上の太陽光発電施設は令和 6 年度（12 月末現在）で事業地の面積が 29,626 m<sup>2</sup>とそれまでの全てを合計すると 254,398 m<sup>2</sup>です。これは 100m×2.5 km の面積で結構広いなと思いました。それだけ太陽光発電が亀山市内に設置されていたのですね。

会長

いかがでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

結構広いですね。

事務局

現在は三重県のガイドラインに基づき適正制導入に努めていきましたが、ガイドライン対象外の太陽光発電は結構な数が設置されていると思われます。把握できなかった部分っていうのはあります。

それ以外では、農地転用の目的が太陽光発電であるという転用は農業委員会から情報をいただいておりますので、それについては、どの場所でどれぐらいの面積というところは把握しています。転用による太陽光発電の設置については把握しているのですが、それらに対しては、環境課がガイドライン対象外、条例もない中で対象外の太陽光については関わっていくことは難しいというのが現状であります。

委員

広い範囲で設置されているのに、クレームとしてはそんなに強く上がってはいないのですか。

事務局

市に地域住民からのクレームということですか。

地域の方からのクレームは標識の連絡先が直射日光に当たり消えていて連絡がとれない、また、草刈りが実施されていないので冬場になると火事になったら怖いというところはあります。そういうところについては私らもできる限り調べて対応をお願いしたことはあります。

委員

広い範囲でいろいろ設置されているのにあまりクレームもないから規制に積極的ではない。なので、努力目標でもいいかなという流れになっているのかなっていうのがあるのです。

## 事務局

そもそも、太陽光発電施設の設置に当たりましては、大前提に憲法がございます。憲法の第 22 条に個々の事業者の営業の自由というのがございます。それと憲法第 29 条で、土地の所有者の財産権による保障です。自由に使う権利を国が侵すことができないという大前提がありますことから規制というのが難しい。各関係法令がございますので、こちらにも憲法にあります通り条例はその法令を超えてならないとなっておりますので、例えば、法令で許可が下りるにあたって条例で規制ということはできませんので、本条例については規制ではなく調和を図っていく条例としているところです。また、今回許可制にさせていただいておりますので許可制にすることである程度の規制が掛かるのではないかと考えてございます。

## 委員

住民が何らかの形で不利益を被っていれば規制はできますよね。  
具体的に住民が犠牲になった例はあるのでしょうか。

## 事務局

環境課の方に対して苦情の内容は数件ですが、草刈りができてないとか看板が見えないということはありますが、全国的にある住民とのトラブルになっていることは聞いたことはありません。

## 委員

静岡県で大きなパネルが斜面にできて景観を悪くしたとか、反射光で迷惑を被っているとかありました。

## 事務局

亀山市には景観形成ガイドラインがございまして、必ず都市整備課に届出が必要になってきます。都市整備課で太陽光パネルの設置角度とか色合いについては指導させていただいているところです。

## 委員

私は亀山市農業委員会から選出いただいています。  
今、回覧していただいた書類ではこれまでの設置面積は 254,398 m<sup>2</sup>となっております。農業委員会としては、山林とかの面積は含まれていません。山林は農業委員会の転用（査定）には入ってない。  
全体の面積ははっきりとは分からないのですが、確かに 25 万 m<sup>2</sup>ぐらいはあると思います。太陽光発電事業での農地転用の申請が月に大体 4 件ぐらいです。面積の多少は色々とありますけども、4 件/月ぐらいなのですけども、以前はもっと多くの転用がありました。  
ただ、我々農業委員会としてはこういう条例がなかったので県のガイドラインでの対応でした。事業者が土地の所有者に申し込んで土地の所有者が承諾し、近隣自治会が承諾すれば転用申請は認められることになります。  
それで、私は農業委員会としても、これでは申請書が提出された場合はほとんど許可することになるという感じはあります。

やはり、太陽光発電に関する条例は作っていただいた方がいいのですよ。という

のは、山間地の農地はかなり荒れています。それで、山間地の農地は農地に入るための通路がないので太陽光発電事業はありません。  
広い通路のある農地が対象になる訳なのですが、それで農業委員会としても大変なこととの思いを持っています。

委員

お米を作るのと太陽光発電施設を設置して利益を生むのとどうなのですか。

委員

やはり、農業委員会としては農地はそのまま守っていくことが建前ですよね。だけど、事業者は利益のある方へ向かいます。その持ち主自体も今までは米の値段が安かったため採算が合わないから了解してしまう訳です。  
それでこういう条例がないことには農地転用が進むことになります。

委員

高齢者で耕作が難しくなって太陽光発電の話を持ち掛けられたらということですね。

委員

そうですね。  
それで、この市の条例で縛りを付けておくのは必要だと思います。

委員

直接は規制できないのでしょ。  
今までは1ヘクタールの田を事業者が設置したいと、50kW以上でも届出を出して認可をもらえればできるのですよね。農地だから出来ないということはないのですよね。

事務局

そもそも規制するというものではありません。先ほど説明させていただきましたが、法律で認められていることを条例が上回ることは出来ません。  
自治体によっては、厳しく規制を掛けているところもあるようですが、それを法に照らし合わせるとどうなのかなというところもあります。

市としては、法律が上位にある中で適正に事業を実施していただくこのことでのこの条例を定めようとしているところです。

先ほど少し前に産業で事業を進めていかなければいけないし、環境も、との話でしたが市の考え方としては産業環境ということでそれぞれの事業を進めていく中では、それぞれの部署の調和を取った形で産業と環境をきちんと進めていくという考え方です。

今回の条例については、太陽光発電は一切設置できないと言うのではなく、きちんと環境に配慮した形で適正に導入していただくように環境課と関係部署で適正導入に向けて指導していく形になります。

## 委員

よろしいですか。

条例案の第2条第7号のところなのですが、今の話でいうと法令を超えてということではできないという話でしたが、例えば、(ア)では50kW未満の場合は100mと書いてあるのですが、例えば、事業者Aが40kWの施設を作ったときに、その隣に違う地主さんが事業者Bを使って40kWの施設を作るとは法で規制されてないので、隣同士なのでその地域では50kWを超えるのですが、(イ)があるのですが、そこは規制できないという解釈でよろしいですか。

## 事務局

まず条例案につきまして、条例の対象施設は10kW以上でございますので、どちらも対象となります。

それと近接の場合は、同業者で同時期であれば一体の施設とみなしますので、それを合計して10kW以上であれば対象となります。

## 委員

恐らく問題になるのが同時期じゃない場合かと思うのですが、その時に土地の利用の自由があるので規制はできないという話をされていたと思います。

結局、時期がずれた場合にその地域に条例で示されている以上のkW数の太陽光発電施設ができてしまうときに、どの程度この条例がそこに対して効果が発揮できるのか、縛りが設けられるのかなと言うのが1つポイントなのかなと思ってお聞きしました。そのあたりどうなのでしょう。そのあたりが全くやはり条例を作っても結局時期がずれていると、ある地域がある出力以下で抑えられていれば、結局太陽光発電施設だらけになってしまう地域が生まれてしまうという、そういう懸念が生じてしまうような気がするのですが、そのあたりどういうふうに考えられているのでしょうか。

## 事務局

本条例の対象施設が野立ての太陽光発電施設の10kW以上を対象としています。委員ご懸念のことですが、例えば、6kWの太陽光発電施設が数件時期をずらして設置するというパターンも当然考えられますが、10kW未満の施設であれば発電しても収益を考えた場合に収益はないと思われれます。今回、10kW以上を対象としておりますが、そのような事例も今後見込まれるかもわかりませんが、市内では起こりえないとは思っております。ほぼ、10kW以下の屋根置き太陽光発電であれば5kWから7kWですのでそういう事例があるかと思いますが、野立てについては10kW以下での設置は想定してないところでございます。

## 委員

わかりました。

将来的に市域全体で考えたときに、そのような可能性が少しでもあるのであれば、そのようなところも少し考慮していった条例であったほうがいいのではと思った次第です。

そのような意味では面的な評価というか、その考え方が条例の中に入っていないのかなという印象を受けました。少しその辺りが気になったところです。

以上です。ありがとうございます。

委員

太陽光パネルの大きさは1m×2mぐらいが1枚のパネルかなと思います。それで1枚350wとか400wぐらいで、それでいくと10kWというと太陽光パネル1m×2mが25枚ぐらいです。そうすると25枚は10m×25mで少し大きな屋敷の屋根に設置するような、そのような検討でよいですよ。10kWを超えるというと結局、建物の屋根ではなくて野立てになってしまうという理解でよろしいですか。

事務局

はい。

委員

3ページの第9条で申請予定業者の行う事前説明会ですが、近隣住民等に対する説明会を実施しなければならない。これはいいと思います。

その次なのですけれど、第4項及び第11条第8号において質問等があったときは書面をもって誠実に回答するとともに太陽光発電施設設置事業に関する理解が得られるよう努めなければならない。

それから第3項、申請予定事業所は近隣住民等から情報は協定または覚書を締結するよう努めなければならない。

これ努力目標なのですけれど事業者によっては努めましたけどできませんでした。

締結しませんでした。了解を得ておりますという言葉で逃げてしまうと思います。

このようなときはどうなのですか。住民がそれに対して反発するときには、住民がその覚書を締結したいと言っても締結しなかったと、それを市に訴えたときはどうなるのですか。市は許可を出さないのですか、それとも許可するのですか。

そこは住民の立場でしたら説明を受けて覚書を交換したいと思います。そのようにして欲しいと思うのですが、これが努力目標にする意図は何かあるのでしょうか。

事務局

絶対に協定とか覚書を結ばなければならないことではありません。

委員

住民から要望があったときはどうでしょうか。

事務局

近隣住民等から締結の求めがあったときはできる限り努めて欲しいというところで、全体にしなければならないという決まりではないので、締結する、締結しないということは事業者の判断となります。

委員

近隣住民等は覚書を交換したいと思われた場合に将来的に事業者が変わるかもわからないし、将来のために覚書があるとよいと思います。事業を廃止するときのこともありますし、それでも事業者がいずれ覚書を交わしますとのことで逃げ出すことが考えられます。

事務局

近隣住民から要望があったときには、なるべく協定や覚書を結んでいただくように努めていただきたい。

委員

努めてではなくて、交わさなければならないと出来ないのでしょうか。

事務局

それもまたそうなのですけども、絶対にそうしないといけないということを書けないのです。

それは、法的に地域の同意を得なければならない、覚書を締結しなければならないとなっていないことを条例でしなければならないとは言えないからです。

委員

そうしますと住民が締結したいと言っても、この条例でいくと別に将来何かしますよと約束して一応住民説明会を切り上げたをしました。

市に申請しても市は覚書がないから許可はできないとは言えないですね。そうすると、事業者が申請すれば市は認可することになると何のために規制があるのだと。

事務局

最終的にそのようなことがあるかも分かりませんが、基本的に近隣住民等から要望があったときは協定又は覚書を締結するよう努めなければならないということですので、事業者が最初から締結はしませんなどという話でしたら、何も努めていることにはならないので、そこには確実に説明会を開催した上でなかなか理解を得られない、どうして理解が得られないのかというところと、きちんと対応しているのかというような中身のところは市が確認しないとイケません。

最終的にそれがなければどうなのかということになるのですけども、努めなければならないというところに関しては確実に事業者に実施していただかないとイケません。それを行ったかどうかという確認はさせていただきます。

現時点では、施行規則は定めておりませんが、最終、許可申請時に住民説明会を開催した内容、説明、質疑の内容を示した書類を提出していただくことを考えておりまして、その内容を確認し、本当に努めているかどうか、誠実に答えているかどうかを判断させていただくことを考えております。

委員

それ以上拘ることはありませんが、市は許可にあたって、ただし書きとかそういうのができると書いてあるので、その中で含めてしてくれればいいかなと思います。

事務局

意見を付すことはできます。

会長

地域住民にとっては本当に大きな課題になる可能性もあり、大事なことだと思いますので遠慮なく発言してください。

他の委員のみなさんいかがでしょうか。

委員

事前協議と説明会のところなのですが、近隣住民等への説明会の実施というのは市への事前協議が終わってから許可申請が行われることになりますよね。そうすると事前協議が終わって、一旦、地域と事業者とのやり取りになって、そこが終われば許可申請が出てくるということで、事前協議終了と許可申請の間というのは、その間の状況というのは、許可申請のときにどういう内容で説明会をしたかということが分るといえることですよ。

例えば、県の産廃条例とか土砂条例の関係ですと、どのような形で周知を図るとかいろいろ手続きを踏んだ上で県が把握しながら進めていくということもあるのですが、そこは事業者と地域住民との間で実施してくださいということで説明会の開催がどのような形で行われているかというところは許可申請のときにどのような形でやったかという質問があったか分るものをいただくだけということですか。

事務局

住民説明会の開催にあたり、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインとか資源エネルギー庁の説明会及び事前周知措置実施ガイドラインでは通知の方法や説明会の開催範囲とか開催内容を録音し提出するなどガイドラインには規定されています。

それについては本市も施行規則のなかで説明会の手法とか定めていきたいと考えています。それから、事前協議と申請の間には関係法令の手続きを行い許可を得た上で許可申請をしていただくようにしています。

そうしたことで、法的な担保は取れるのではと思っています。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

山林に関してですが、砂防指定地とか森林法関係の保安林などは解除していれば認めるということになるのか、その一定期間、例えばここ10年間ぐらいは様子を見るとか時間的なしぼりはあるのですか。

事務局

一度、保安林に指定されますと公共的な工事とならない限り解除は難しいのではと思われます。太陽光発電施設の設置による保安林の解除は恐らく認められないかと思われます。

会長

他にいかがでしょうか。

## 委員

資料 1、2 頁の近隣住民等の定義のところですが、括弧なしのア、イをどうしてこう分けたのか分からなく、何故、このイのとこだけ隣接になってしまっているのか。

## 事務局

近隣住民等の定義でございますが、例えば住宅地の周辺であれば、50kW 未満 100m、50kW 以上 300m であれば居住する方が見えるのですが、山の中に設置される場合で 100m 以内には住居がない場合があります。そうである場合があるため、隣接する土地、建物を所有する又は使用する者を近隣住民等とさせていただきます。

## 委員

そうすると極端な場合ですが、その土地を事業者に売却した場合に、例えば施設の周囲 1 cm だけ幅を持たせて別の第三者に売却しようともうそこより外は隣接ではなくなります。

だから、近接とかならまだ言い訳が立つような気がします。隣接といってしまうと隣り合っていない限りは条件を満たさなくなってしまうので、別に第 2 条第 7 号アと同じような言い方でも良いような気がします。

## 事務局

山中に住居が無い場合を想定してまして、第 2 条第 1 項第 7 号イを設定したところです。あと、隣接ではありませんが、ウに自治会等の代表者も近隣住民等とさせていただきますので、住民への説明会の開催がされないことがないようにはしているところです。自治会等の代表者としていますので、自治会長、水利組合長若しくは森林組合とか関係する団体へ対応できるようにさせていただきます。

## 委員

あと 5 頁の第 14 条ですが、副会長からも少し疑問があるとのことでしたが、ここに書いてあることだけだと誰が管理するのかとか、事業者が管理するのか、或いは市が管理するかということがはっきり書かれてない。

誰が管理して積み立てをするのかということは何かもっと明確に書けないのかなということと、その費用をどうやって決めるのかというプロセスが何もわからない。面積に合わせて一律いくらという訳には多分いかないですよ

もう 1 つは、これ 20 年という長期間後の費用を積み立てるわけで、その間の物価の上昇とかもちろんその予測できない部分があるにせよ基本的にはあるということと、これを考えると、そのところをきちんとどういうプロセスでその金額を決めて、それを何年でその撤去費用を満たせるのかっていうのをここに全部書くのかどうかは別として決めておかないと少しまずいかなと。

これもまた極端な話、売り逃げられたらどうしようもないです。なので、少なくとも何か最初預託金のようなみものを預けるような形になっていないといけないのかな。

例えば、見積もった撤去費用の半分はあらかじめ預けていて、あとは積立てていくとか何かそういう形にはできないのかなというふうには思いました。

事務局

資源エネルギー庁が策定した太陽光発電設備の廃棄等費用積立ガイドラインがございますので、ガイドラインに沿った積立てを行うことを施行規則の中で細かく示させていただきたいと考えています。

委員

ガイドラインは積み立てることだけしか考えていないのですよね。その売り逃げられることに関してどう予防をどうやって何とか撤去費用とかそういうものを確保するのが心配になります。

委員

説明では事業者が独自に積み立てるのだという話でしたよね。先ほどの説明では事業者の独自ではなくて行政が関与するようなこと言っていました。それは、具体的にはどうなのでしょう。

事務局

10kW以上のすべての太陽光発電は外部積立てを行うこととなっています。

委員

外部とはどちらでしょうか。

この太陽光発電システムは年数が経って経年劣化すると価値はないのですか。蓄電池システムとか。

委員

充電自体は普通に稼働すれば何も問題はない。災害とかで壊れない限りは。

事務局

対応年数はおよそ20年から30年といわれています。

会長

つまり、廃棄において事業者が逃げないようにしていかないといけない。

事務局

それについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を適用させていただきたいと思っております。

会長

ある意味、廃棄にいくら費用がかかろうと責任を持って費用を用意していただきたいという意味でありますので、細かいところまでは少しわかりませんが。

事務局

国のガイドラインでは積立てなければならないとか基準額が定められていますのでこれを参考にして条例施行規則の中で定めて行きたいと考えています。

委員

金額は決められているのですか。

事務局

金額は出力が 50kW 以上のものは令和 7 年 3 月 31 日以降は 1kW 当たり 9.2 円の買取価格となりますので、それで 20 年間 1kW 当たり 0.62 円を源泉的な形で外部に徴収することが再エネ特措法の中では決められております。

最後に解体するときの費用というのは廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出が必要となっておりますのでその資料がきちっと提出された場合に積立金を取り戻すことができるということになっています。

外部機関に積み立てていることから積立て費用を持って逃げることはできないとなっています。

委員

先ほどのパネルの話で行くと 1kW はパネル 2 枚で、それを 0.6 円で処理できるのですか。

事務局

売電された価格から 1kW 当たり 0.6 円を外部積立てすることになっています。年間の発電量×0.62 円×10 年間で大した金額ではないかもしれません。

このような制度で積み立てていくことによって、国はパネルの廃棄問題が起こらないようなことを考えていると思います。

委員

そのようにはしたいのですが、聞いた話では年数が経って劣化してくるとそういう義務を逃れるために転売、転売し、住民との合意を無視していつの間にか逃げてしまっただけで廃棄もできない事を以前に聞いたことがありますので心配です。

事務局

この条例では転売した場合は転売した者が市に情報を提出していただく内容になっています。

委員

6 ページですが、第 20 条地位の継承で認可事業者から事業譲渡、相続、合併その他の理由により太陽光発電施設設置事業を譲り受けた者は当該許可事業者の地位を継承するとあるのですけども、地位だけではなく、義務も承継して欲しいと思います。地域でいうとそれなりの立場或いは利益を得るというようなポジティブな感じがしますが義務も残ります。義務という言葉を入れたいという感じがします。

会長

地域住民にとっては大切なことであります。我々審議会としても作るからには意味のあるものでないといけません。

そこで 1 つ気になっているところがありまして、細かい条例に対する第何条第何項ということというよりは、通常の審議会とかそういうところの手順から考えてみ

ますと条例案ができ、パブリックコメントを実施し、1ヶ月で幅広く意見をいただきました。それをもって最終案を作り審議会です承を得たことを櫻井市長に答申をいたしますという形なのですが、今回の場合は第2回目で答申を出すことになるとしたら、ただ、パブリックコメントはさらに2週間後にどういう意見が出るのか、より積極的な意見も多分出るだろうと思います。そのような部分もあり、答申案と最終案に大きく乖離がなければいいのですけれども、そういうところに関しては、審議会としてどういう責任を果たすことになるのか、私としては今までの経験上ない初めてのことであってどう考えたらいいのだろう。みなさん教えていただければと思います。

#### 事務局

スケジュール的にこのタイミングで審議会を開催することになってしまいました。答申は本日いただくのではなく、改めて残り期間でのパブリックコメントでご意見をいただいた後に最終的な条例案でどうでしょうかということで、委員のみなさまはお忙しいことですから書面での開催となるかもしれませんが、もう一度ご確認をいただいた上で答申をいただければと思います。

#### 会長

ありがとうございます。やはり、委員の皆様もそうですし、私たちの立場もそうなのではけれども、残り期間のパブリックコメントでどのような声が出るのか、活発ないろいろな意見をいただくのだろうと思います。というところの部分において、今の仮称で案にとまっているものなので、その辺を照らし合わせた形でのもので最終案というか、それができて書面会議でも構わないので、それで答申となるという手順でよろしいでしょうか。

#### 事務局

分りました。  
よろしく願いいたします。

#### 会長

ありがとうございました。  
委員の皆様、特に亀山市民の皆様は高い関心を持っていらっしゃる積極的でありますので、いろいろな建設的な意見が出てくるだろうと思われまます。  
先ほどから常にお話が出るのですが、ガイドラインではなく亀山市は条例で事業者が勝手に設置できないような必要最小限であるにしても止められるようなところの部分考えた上での太陽光発電などなどに取り組んでいくということは、ものすごく大事な精神的な考え方に基づいたものですので、これを全部セーブさせたいというふうに思っているものから見ると、まだ2週間という間にいろいろな意見も出るだろうと、おそらく抜本的に様変わりということではなくて、より縛りのあるような形で努力目標とかだけではなくて、事業者にきちんと実施しなさいという形での部分になるのも結構あるのではないのという感じもしていますので、本当にありがたいと思っていますし、しっかりやるようなところの意見もいただき、この条例ができたからこそ自然環境も景観も守りエネルギー源を得るといったような亀山ならではのものが期待できるというのは間違いないと思いますので、是非ともそう

いうことをしたいと思っております。

そうしましたら少し時間がありますので、皆様、是非ともいろいろな部分に関してご意見を聞いていただきたいと思います。

委員

根本的な話になりますが、この条例はこれから設置される施設が対象ですよね。現在設置されている施設は三重県のガイドラインに沿って管理されていくことになるとは思いますが、これから夏にかけて草が生えますので、その辺りの管理をきちんとしていただけるのかどうか、事業者に対してどのような働きかけをしていくのでしょうか。

事務局

条例前の設置である施設であっても草刈りなどの問題に対しては市から事業者に指導させていただきます。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にないでしょうか。

事務局

三重県のガイドラインで設置した太陽光発電施設で、例えば、隣接に事業スペースを拡大したりする場合の太陽光発電施設は亀山市の条例に該当してくる訳です。そのような場合となると、今までは県の管轄であっても市も当然関与していかないとはいけませんが、その事業範囲が拡大された場合となると市の太陽光条例に該当します。そうなった場合は、今までとは違いより踏み込んで市が関わっていくこととなります。

委員

県のガイドラインでは50kW以上となっています。なので、10kW以上50kW未満の施設は対象ではないのですよね。

事務局

令和8年4月1日に三重県のガイドラインが改定されますので、固定価格買取制度、もしくはそれ以外の施設であっても10kW以上が対象となります。

委員

それは改正されての施設であって、今までの施設はどうなりますか。

事務局

今までの施設でいわゆる規制逃れの49.5kW以下というのは当然関与できないと思います。ただ、50kWを超える施設はガイドラインの対象であり、それ以下の施設は市は深く関与はしていませんでした。

先ほど私が申し上げましたのは、事業範囲を広げたりすると条例の対象施設となりますので、その施設について市は深く関わっていくことになります。

委員

現在ある施設に対しては。

事務局

現在設置されている施設に対しては、先ほど申し上げましたように可能な限り事業者を探して指導していくことになります。

委員

市は既存の施設に対しては条例に準じた形で指導していきますということですね。

事務局

草刈りへの懸念を払拭していただくようお願いはさせていただきます。また、近隣住民等から覚書についての話がありましたら、事前協議の中でしっかりと事業者伝えていけたらと思います。

会長

その他にいかがでしょうか。

他よろしいでしょうか。

そうしましたら、令和7年においては今回2回目の環境審議会で終わりになると、少し宿題が1つありますけれども。それに関しては、令和8年度の第1回目になるのか、令和7年度の延長線になるのか、それについては市の皆様のところまで工夫していただきたい。で、パブリックコメントの結果次第ですけれども、大きないろいろな意見が出ましたといった場合、例えば、過程なのですけれども、そういった場合には対面式とかオンラインでの会議を行うこともありうるし、本日私たち委員も含めて議論していたものと大きく変わらないという事であれば書面会議という形になる可能性も否定できないということで、少しはっきりしたことを聞いてできなくて申し訳ないのですけれども、あらゆる手法を用いてせつかく亀山市が考えている自然環境と太陽光発電施設との調和バランスをどう取るのかということに関する条例が成功できますように努力したいと思っています。これからも皆様のお力をお貸しいただくことをお願い申し上げます。それでは、私からは以上ですが事務局からその他ありますでしょうか。

事務局

その他の項目ですが、昨年開催した環境審議会でも若干お話させていただきましたが、第二次亀山市環境基本計画の中間見直しの時期となっております。今回の条例に関する部分での開催となるのか書面決議になるのかわかりませんが、それも含めて、計画関係で3回程度の開催を見込んでおりますので委員の皆様にはお忙しいところ申し訳ありませんが、ご出席いただき計画に対してご意見をいただきたいと思っております。それと課長からもありましたが、まちをきれいにする条例を3月議会に議案を上程しています。可決されますと条例が一部改正されることになり、概要として、我々は清掃活動に対する支援を何も行ってなかったのですが、活動を

行う人たちに対して支援を行って参ります。

具体的に支援の内容は何かというところもあると思いますが、市として可能な限り頑張ってお掃除活動を行う人に支援を行います。

それに対して違反者には勧告命令は現在では市役所の横にある掲示場に掲載することで公表としていたのですが、よほどでないとお知らせを見ませんので市のホームページできっちりと公開します。

そして、期間は3ヶ月程度を考えています。速やかに改善されれば当然すぐ削除させていただきますけれどもそういったことも行っていきます。

そして、今までは、行政刑罰で罰則としていたのですが、秩序罰、過料とし市独自で過料を科すということで、今までは3万円の罰金でしたが地方自治法で定められている範囲内の上限5万円以内とさせていただきました。市の過料以外にも廃棄物の清掃に関する法律に基づく警察での罰金もありえるので厳しくなっています。

きれいでポイ捨てのないまちをつくらせていきたいと思っております。報告としては以上の2点でございます。

会長

ありがとうございました。

委員

野登山の頂上とか、それから森の中とか結構、産業廃棄物みたいのが捨てられていますよね。その摘発というのは何か特に努力されているのですか。見つければやる程度なのですか、それとも摘発するために何らかの監視を行っているのですか。

事務局

捨てられるかどうかわからないところは監視できないですね。

やはり捨てられている捨てられたものが分っていれば、やはり現地確認に行きますので、そういったところで調べということです。

委員

自治会とかそういうような人が発見して不法投棄がありましたよと報告すれば、それなりに対処していただけるということですね。

事務局

確認に行かせていただいております。

委員

結構、瓦礫とか捨てられていますよね。

委員

県では、産業廃棄物ということであれば廃棄物110番ということで県の廃棄物監視指導課にご連絡いただければ確認に行かせていただいておりますので、廃棄物110番に通報していただければと思います。

委員

ありがとうございます。

会長

この過料というのは個人であろうと組織であろうと一件につき5万円以下なるのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

会長

今、事務局からその他で話がありましたように令和8年度は環境基本計画の中間見直しもあり、若干、忙しくなるのかなと思いますけれども、この審議会での審議があつてというように思っていますし、しかも、今、エネルギーに関しては本当に大変な時期であるということもありますので、本当にいろんな不祥事が起きて欲しくないのですけれども、ある意味、亀山市が今考えている条例を作つて何かの形で環境を守りながらエネルギーを獲得できる、成熟した市民社会を作るのだということの一番先駆けになるだろうと思っておりますので、少し審議会の開催が増えることとなりますがどうか皆様よろしくお願いいたします。

私からはこれで終わりにいたします。事務局よろしくお願いいたします。

事務局

朴会長ありがとうございました。

委員の皆様につきましては、長時間にわたり慎重にご審議をいただき様々なご意見を賜りありがとうございました。いただきましたご意見についてはご精査させていただきます。また、朴会長とご相談し、次回の審議会にて最終案をお示しさせていただきます。また、私からはこれで終わりにいたします。

それではこれもちまして、令和7年度第2回環境審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。